

令和8年5月22日

守谷市議会議長 寺田 文彦 様

陳情者

住 所 守谷市松前台一丁目10番地2

氏 名 田中 幸夫 (たなか ゆきお)

守谷市国際交流協会が主催する日本語講座の
参加費の見直しについての陳情

【過去の経緯】

守谷市国際交流協会（以下「協会」という）の一事業であるドイツ語に親しむ会（以下「親しむ会」という）は、発足当初は民間のいわゆる趣味活動の団体であった。それが協会の事業になるにあたって、親しむ会の参加資格についての議論がありました。協会の会員に限定するか、協会は守谷市の補助金を受給しているから公平性の観点から、だれでも参加できるようにすべきであるとの二つの意見に大きく分かれました。最終的には、会員歴の長い構成員強く主張した意見、「協会の会員に限定する」ことになりました。

この決定に納得できない陳情者は、2021年（令和3年）に「守谷市国際交流協会に関する陳情」（別紙1 守谷市議会だよりN0194）を提出しました。（結果は不採択）

その後も親しむ会は、市の答弁とは裏腹に相変わらず参加者を「協会」会員に限定していたので、別紙1 守谷市議会だよりN0194を提示して善処方を市民協働推進課に依頼しました。応対した職員は問題意識を持っていて、早速協会と話し合いをしたようです。その努力が実り、担当職員から次のような回答を陳情者は受けました。「協会の主催する事業は一部を除いて、会員資格の有無にかかわらず、公平に処遇される」というものです。

その結果、親しむ会には非会員も参加できるようになり、さらに日本語講座も参加費が無料になりました。2022年（令和4年）8月25日号「広報もりや」の日本語講座の募集記事に費用無料と明示されています。（しかし、その後の募集記事には費用無料の文字はありません。また、無料になる前の費用は、会員無料、非会員1,000円でした。）

【最近の経緯】

2025年（令和7年）秋のことです。当時は、日本語講座に参加するには協会の会員になる必要がありました。協会のある賛助会員（団体）から、その団体の職員が日本語講座に参加できるように、職員をみなし会員として認定してもらいたいという要望が出されました。これを契機に、陳情者は協会に対して会員資格の有無にかかわらず無料にすべきとの意見を表明しました。これに対する協会の回答は、非会員の参加は認めるが、参加費を1,000円とするというものでした。

【陳情の趣旨】

①協会の他の事業との関係（別紙2）

主な他の年間事業は非会員も無料で参加できる。

②会員資格の有無による処遇の違いの根拠

参加費の差、例えば、懇親会の会員 800 円、非会員 1,000 円の根拠（別紙2）は、会員に対して協会から 200 円（会費収入）を補助していると考えれば理解できる。しかし、日本語講座の違いについては全く説明がつかない。（あくまで陳情者の理解）

③一時的ではあるが参加費無料の時期があった。

以上の三つの事実及び公平性の観点に総合的に勘定し、日本語講座の非会員の参加費を無料にするように、市は協会に対して働きかけることを要望します。

上記のとおり陳情いたします。

〈受理番号第1号 守谷市国際交流協会に関する陳情〉

Pick up 6

守谷市国際交流協会に関する陳情

陳情の趣旨は、守谷市国際交流協会の事業運営のあり方の
是正についてです。

会費と市の補助金を主な財源として、多方面の事業を実施
しているが、いくつかの事業では、参加資格を会員に限定と
しているため、事業に参加することができない。市の補助
金要件を順守するゆえに、事業運営のあり方の見直しをして
ほしいとの請願です。

質疑・意見など

Q 市主催のドイツ語講座と協会
が行っているドイツ語講座は
別との判断でよいか。

A 市主催の「ドイツ語講座」と
協会が行っている「ドイツ語
を楽しもう会」は別の事業で
ある。

Q 協会は市の補助金の交付を受
けているので、会員に限定す

べきではないのでは。

A 広報等で会員に限定しない募
集をしているので、会員でな
ければ受けられないという事
はないと考えている。会員以
外の一般市民も参加している。

意見

一般の方への公募も行ってい
るのであれば、市の国際交流
事業に貢献している。補助金
要綱の基準にも合致している
と思われる。

別紙 2

協会主催の主な事業の参加費

	会 員	非 会 員
日本語講座	無 料	1,000円/コース (年間3,000円)
英語でおしゃべり	〃	無 料
ドイツ語に親しむ会	〃	〃
中国語	6,000円/3ヶ月	—
懇親会	800 円	1,000 円